

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
(宛先) 京都府知事		平成23年10月14日					
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 大阪市中央区大手前1丁目7番31号		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 京阪電気鉄道株式会社 代表取締役社長 加藤 好文 電話 06-6944-2521					
主たる業種	普通鉄道業	細分類番号	4 2 1 1				
事業者の区分	第2条第1項第1号 京都府地球温暖化対策条例施行規則 第2条第1項第2号又は第3号 第2条第1項第4号						
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで						
基本方針	鉄道電力における総合原単位を基準年より、毎年1%づつの削減を目指す。						
計画を推進するための体制	京阪環境マネジメントシステムに基づく鉄道電力削減PRJにより、エネルギー効率の改善計画並びに使用エネルギー削減計画の推進及び適正な電力管理を実施する。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (20~22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量 評価の対象となる排出の量	19,723.2 トン	19,526.0 トン	19,328.7 トン	19,131.5 トン	-2.0パーセント -1.7パーセント	
目標の根拠		鉄道電力の特色として気象、乗降客数、車両走行距離等により大きく変動するため、正確な目標設定は不可能であるが、条例に基づく目標削減率より努力目標として上記排出量の数値を記載した。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	鉄道事業	事業活動に伴う排出の量 (車両走行km/100,000)	20.50	20.30	20.09	19.89	-1.95パーセント
原単位の指標及び目標の根拠		鉄道電力削減PRJの各種取組みにより総合原単位年1%の削減を目指す。					
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考	
		77.0 トン	112.0 トン	112.0 トン	112.0 トン		
具体的な取組及び措置の内容	(23~25)年度	運行列車・駅。事務所等の空調設備温度設定（夏季26℃、冬季22℃）の管理					
	(23~25)年度	省エネルギー型信号設備電球および踏切設備電球への更新（LED化）					
	(23~25)年度	空調設備・照明設備・駅冷房用冷凍機の省エネルギー型への更新					
通働における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	毎月20日をノーマイカーデーとし、実施率100%を目指している。					
	上記の措置を採用する理由	平成22年4月に大阪府交通対策協議会が、交通流の円滑化を図る運動の一環としてノーマイカーデーを設定したのを受け、鉄道事業者として当社もその趣旨に賛同し同取組みを導入した。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区 分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	府内産の木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン			
合 計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	<ul style="list-style-type: none"> ・パーク&ライドへの取組み 京都方面へ来訪される観光客のパーク&ライドを行政機関（大津市）と共同で取り組んでいる。 高瀬道路パーキングエリアなどで配布の大津市浜大津公共駐車場を掲載したパンフレット作成や、情報提供に協力。 ・サイクル&ライドへの取組み 市街への自動車の流入を抑制して、電車の利用を促進するため、関係行政と連携し、必要に応じた駐輪場の設置や現在問題になっている放置自転車対策についての協議を進めている。 平成22年度は天満橋駅、関目駅、藤森駅、東福寺駅、七条駅、三条駅で駐輪場の設置や増設及び整備を実施。 						
特記事項							

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。